

「第7次会津若松市総合計画」策定の取組と予定

●総合計画策定の趣旨

国の地方分権改革の一環として、地方の自主性、自立性尊重の観点から、平成23年に地方自治法が改正され、市町村の基本構想の策定義務が廃止されました。

そうした中で、本市といたしましては、市民の皆様とともに将来の会津若松市を思い描き、中長期的なビジョンのもと、計画的かつ総合的にまちづくりを進めていくことが必要だと考えています。

現行の「第6次会津若松市長期総合計画」の次期計画、「第7次総合計画」について、市民の皆様と本市の現状についての認識を共有しながら、将来像をともに描き、わかりやすいまちづくりの指針となるよう、平成28年3月の骨子案作成、さらには、9月市議会への計画案提出を目指して策定を進めています。

第7次総合計画策定体制のイメージ

